

平成 25 年 8 月 23 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

肝炎対策推進協議会会長

林 紀夫

平成 26 年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書

肝炎対策推進協議会は、肝炎対策基本指針（平成 23 年厚生労働大臣告示第 160 号。以下「基本指針」という。）を推進するにあたり、平成 26 年度予算として必要な措置を以下のとおり意見書として取りまとめる。

1. 医療費助成について

肝硬変・肝がんを含むすべての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設するとともに、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に係る自己負担限度額を引き下げや治療開始前の検査費用の助成を検討すること。

2. 肝炎ウイルス検査について

すべての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検するよう、無料検査体制の整備、健康保険組合などへの検査費用の助成、健康増進事業の個別勧奨メニューの推進（国の負担割合の増額、事業の実施や年齢制限の撤廃に係る要請を含む）により受検率の向上を図ること。

また、一昨年度の「肝炎検査受検状況実態調査把握事業」の実施結果を踏まえ、ウイルス検査受検率向上、受検率の把握、陽性者の医療機関への受診勧奨を行うための予算措置を行うこと。

3. 医療提供体制の確保について

地域の特性に応じた診療体制を構築するため、肝炎患者支援手帳の配付、地域肝炎治療コーディネーターの養成等により地域連携を推進するとともに、地域の実態を調査し、公表すること。

また、肝炎治療の均てん化を図るため、肝炎治療に係る医師の研修を実施すること。

4. 肝炎に関する啓発及び知識の普及などについて

マスメディア、自治体の広報誌、医療機関における研修等を活用し、あらゆる世代の国民に対して、肝炎に係わる正しい知識の啓発・広報を行い、肝炎ウイルスの適切な感染予防と不当な差別的取り扱いの防止等の肝炎対策を推進すること。

また、医療費助成制度を含めた肝炎対策について周知・広報を行うこと。

5. 調査・研究について

基本指針に盛り込まれた研究等は、肝炎対策の重要事項であり、迅速な対応が求められていることから、研究等の進捗について肝炎対策推進協議会に報告し、研究の終了前でも予算に反映すること。

また、B型肝炎に対する新薬開発等に係わる予算措置を継続すること。

6. その他

インターフェロン治療の効果予測のための遺伝子検査、自己骨髄細胞投与療法、粒子線治療及び非環式レチノイドの保険適用等、誰でも利用できるよう迅速に対応すること。

また、交付基準が厳しく実態に即していない身体障害者手帳制度の見直しや、B型肝炎ワクチン施策について検討を行うとともに、肝炎患者等が働きながら継続的に治療を受けることができるよう、治療に伴う休暇、休業補償などについて関係者等が協議する場を設置するなどの予算措置を行うこと。